

東京都知事選挙



投票日 7月5日(日) 投票時間 午前7時～午後8時

問市役所代表 ☎722・3111、町田市選挙管理委員会事務局 ☎724・2168 FAX724・1195

投票所における新型コロナウイルス感染症への対応について

選挙管理委員会では、有権者の皆さんが安心して投票できるように、感染・蔓延防止対策に取り組んでまいり、選挙を実施します。皆さんも、ご自身の感染症対策をしていただき投票をお願いします。

●選挙管理委員会が行う感染症対策

- 投票所にはアルコール消毒ジェル、飛沫防止スクリーンを設置
- 使い捨て鉛筆を用意
- 選挙事務従事者はマスクを着用
- 定期的な投票所内の換気及び消毒
- 混雑時は密集しないように入場整理を実施等

●皆さんにお願いしたい感染症対策

- 投票所内ではマスクの着用と咳エチケットへのご協力をお願いします。
- ご自身の筆記用具で投票用紙に記入することができます。ボールペンはインクがにじむ可能性があるため鉛筆をお勧めします。
- 周りの方との距離を保つようお願いします。
- 帰宅後の手洗い・うがい等の実施をお願いします。

投票日当日の混雑回避のため、期日前投票を積極的にご利用ください。
期日前投票の開始日は施設によって異なります。

期日前投票の期間

【町田市庁舎】
6月19日(金)～7月4日(土)
【各市民センター等】
6月30日(火)～7月4日(土)
※詳細は5面をご覧ください。



町田市で投票できる方

原則、次のすべてを満たす方が投票できます。

- 2002年7月6日までに生まれている
 - 町田市の選挙人名簿に登録されている
- ※町田市で住民票を作成した日(転入の届出をした日)から2020年6月17日まで3か月以上引き続き住民登録がある日本国民。

住所を変更した方、変更する予定の方

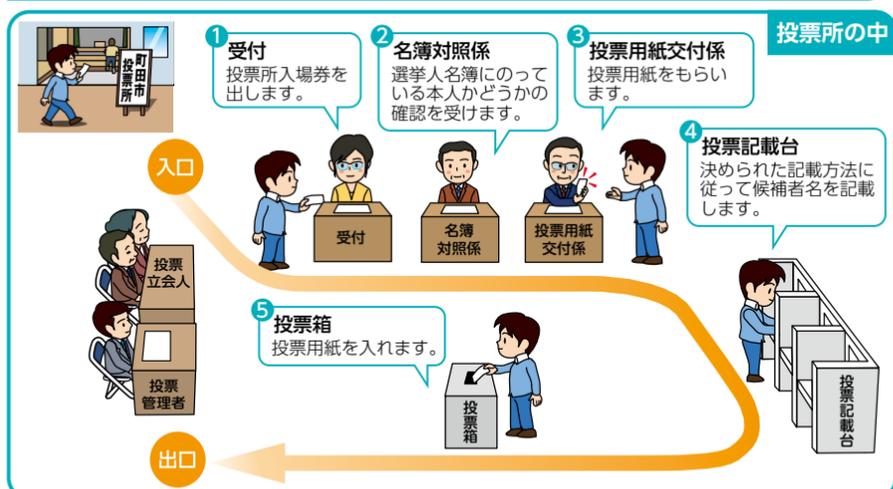
新しい住所地に住所変更の届出をした時期によって、町田市で投票できない場合や投票所が異なる場合があります。

【住所を変更した方】

町田市へ転入	2020年3月17日以前に町田市へ転入の届出をして引き続き町田市に住んでいる方	町田市で投票できる
	2020年3月18日以降に町田市へ転入の届出をして引き続き町田市に住んでいる方、または届出予定の方	町田市で投票できない ※1
町田市から都内へ転出	2020年3月17日以前に新住所地へ転入の届出をした方	町田市で投票できない ※2
	2020年3月18日以降に新住所地へ転入の届出をした方、または届出予定の方	町田市で投票できる ※3
町田市から都外へ転出	投票できない	
町田市内で転居	2020年5月29日以前に転居の届出をした方	新住所の投票所で投票
	2020年5月30日以降に転居の届出をした方	前住所の投票所で投票

- ※1 前住所地で投票できるのは、東京都内の市区町村かつ前住所の選挙人名簿に登録されている方のみです。登録の有無は、前住所の選挙管理委員会へお問い合わせください。
- ※2 新住所地で投票できるのは、新住所の選挙人名簿に登録されている方のみです。登録の有無は、新住所の選挙管理委員会へお問い合わせください。
- ※3 投票できるのは、都内へ転出をした方で、**町田市の選挙人名簿に登録されている方**です。該当する場合は、「引き続き都内に住所を有することの確認」が必要です。次のアまたはイのいずれかの方法で確認を受け、投票してください。
ア 住民票の写し等を提示してください。選挙用の住民票(無料)は、新住所地等の市区町村の窓口で交付を受けることができます。
イ 投票所または期日前投票所で必要書類に記入し、引き続き都内に住所を有することの確認を申し出てください(確認に時間がかかることがあります)。

投票所での流れ



「投票所入場券」をお送りします

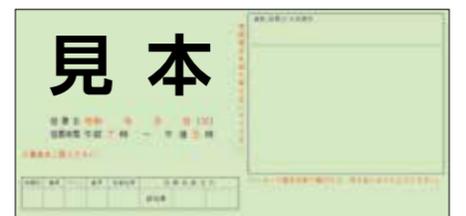
6月17日(水)から、「投票所入場券」を世帯ごとに封書で順次郵送します。投票所においでの際は、氏名と投票所を確認のうえ、ご自身の投票所入場券をお持ちください。

届いていない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿で確認できれば投票できますので、投票所(または期日前投票所)で係員にお申し出ください。

投票日当日(7月5日)は、投票所入場券に記載している投票所以外では投票できません。



封筒(表面)



投票所入場券(表面)

事前に開封し、中を確認してください。



選挙公報を全戸に配布します

候補者の政見等を掲載した選挙公報を、7月3日(金)までに新聞販売店がすべての世帯に配布します(新聞を定期購読していない世帯にも配布)。届かない場合は、最寄りの新聞販売店(下記参照)にご連絡ください。

【選挙公報が届かない場合の問い合わせ先】

YC鶴川	☎735・2038	ASA鶴川南部	☎735・5163
YC玉川学園	☎728・6675	ASA桜美林学園	☎791・0520
YC町田北部	☎793・2184	ASA玉川学園	☎725・8567
YC町田東部	☎722・7746	YC町田成瀬	☎721・5041
YC町田木曾	☎722・3877		

※選挙公報は、期日前投票所、市庁舎、各市民センター、市内各郵便局、市内各駅等に備え置きます。
※東京都選挙管理委員会のホームページでもご覧いただけます。

身体の不自由な方へ

【代理投票】

疾病等によりご自身で投票用紙に書くことができない方は、投票所受付でお申し出ください。投票所係員が代筆します。なお、投票の秘密は固く守られます。

※ご家族の方が代筆することはできません。

【点字投票】

目が不自由な方は、点字で投票ができます。点字器を用意していますので、投票所受付でお申し出ください。

【その他】

すべての投票所に車いす、拡大鏡、老眼鏡や筆談用メモ、コミュニケーションボード(イラストを指し示すことでご自分の意思を伝えることができるボード)を用意していますので、投票所受付でお申し出ください。